

岐阜県公安委員会規程第1号

指定講習機関に関する規程を次のように定める。

平成9年2月25日

岐阜県公安委員会委員長 田口利夫

指定講習機関に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の4第1項及び指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、指定講習機関の指定等の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請手続)

第2条 法第108条の4第2項の規定による指定（以下「指定」という。）の申請は、取消処分者講習（法第108条の2第1項第2号に規定する講習をいう。以下同じ。）、初心運転者講習（同項第10号に規定する講習をいう。以下同じ。）又は若年運転者講習（同項第14号に規定する講習をいう。以下同じ。）ごとに、別記様式第1の指定講習機関指定申請書により行わせるものとする。

(指定講習機関の指定)

第3条 岐阜県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、前条の規定による申請が規則第6条、第8条又は第8条の2に規定する指定の基準に適合すると認めたときは、当該申請した者を指定講習機関として指定することができる。

2 前項の指定を行ったときは、別記様式第2の指定書を交付するものとする。
(講習業務規程の認可申請等)

第4条 法第108条の6第1項前段に規定する特定講習の業務に関する規程（以下「講習 業務規程」という。）の認可の申請は、別記様式第3の講習業務規程認可申請書により行わせるものとする。

2 法第108条の6第1項後段に規定する講習業務規程の変更認可の申請は、別記様式第4の講習業務規程変更認可申請書により行わせるものとする。

(適合命令等)

第5条 公安委員会は、法第108条の8第1項又は第2項の規定により命令を行う場合は、別記様式第5の命令書を交付して行うものとする。

(名称等の変更の届出)

第6条 規則第4条第1項又は第3項に規定する名称等の変更の届出は、別記様式第6の公示事項等の変更届出書により行わせるものとする。

(講習の休廃止の申請)

第7条 法第108条の10の規定により取消処分者講習、初心運転者講習又は若年運転者講習（法第108条の4第2項の特定講習をいう。）の全部又は一部の休止、又は廃止に係る許可の申請は、別記様式第7の講習の休廃止の許可申請書により行わせるものとする。

(指定の取消し)

第8条 公安委員会は、法第108条の11第1項又は第2項の規定により指定の取消しを行ったときは、指定講習機関に対し、別記様式第8の指定講習機関の

指定の取消通知書により通知するものとする。

(運転習熟指導員の審査)

第9条 公安委員会は、規則第7条第5号に規定する運転習熟指導についての技能及び知識に関する審査に合格した者に、別記様式第9の運転習熟指導員審査合格証明書を交付するものとする。

附 則

この規程は、平成9年2月25日から施行する。

附 則（令和4年岐阜県公安委員会規程第4号）

この規程は、令和4年5月25日から施行する。

別記様式第1

指定講習機関指定申請書

年 月 日

岐阜県公安委員会 様

申請者 住所
氏名

指定講習機関として指定を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名	
特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	
特 定 講 習 の 種 別	
特定講習を開始しようとする年月日	年 月 日
添 付 書 類	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
2 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
3 添付書類の欄には添付する書類名を記載すること。

別記様式第2

第 号

指 定 書

所在地
名 称

道路交通法第108条の4第1項の規定により貴 を
指定講習機関として指定する。

特定講習の種別

年 月 日

岐 阜 県 公 安 委 員 会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3

講習業務規程認可申請書

年　月　日

岐阜県公安委員会 様

住所
申請者
氏名

指定講習機関に関する規則第9条第1項の規定による講習業務規程の認可を受けたく、当該講習業務規程を添えて申請します。

講習業務規程の認可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
2 申請者が法人であるときは、申請者欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

別記様式第4

講習業務規程変更認可申請書

年　月　日

岐阜県公安委員会 様

住所
申請者
氏名

指定講習機関に関する規則第9条第2項の規定による講習業務規程の変更の認可申請をします。

講習業務規程の変更の認可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名	
変更しようとする事項	
変更しようとする年月日	
変更の理由	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。
2 申請者が法人であるときは、申請者欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

別記様式第5

第 号

命 令 書

年 月 日

様

岐阜県公安委員会 印

道路交通法第108条の8 第1項 の規定により下記の措置を採ることを
第2項

命ずる。

措 置

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第6

年　月　日

岐阜県公安委員会 様

所在地
名 称

公示事項等の変更届出書

指定講習機関に関する規則第4条 第1項
第3項 の規定による公示事項等

の変更の届出をします。

記

1 変更する事項（書類の内容）

2 変更後の事項（書類の内容）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第7

講習の休廃止の許可申請書

年 月 日

岐阜県公安委員会 様

住所
申請者
氏名

指定講習機関に関する規則第14条第1項の規定による特定講習の

一部 の 休止 の許可を申請します。
全部 廃止

上記許可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名	
休止し、又は廃止しようとする特定講習の種別	
休止し、又は廃止しようとする年月日	
上記申請の理由	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
2 申請者が法人であるときは、申請者欄には、その名称、主たる事務所所在地及び代表者の氏名を記載すること。

別記様式第8

第 号

指定講習機関の指定の取消通知書

年 月 日

所在地
名 称

様

岐阜県公安委員会 印

下記の理由により、道路交通法第108条の11 第1項
第2項 の規定により

指定講習機関としての指定の取消しをしたので通知します。

指 定 番 号	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第9

第 号

運転習熟指導員審査合格証明書

年 月 日

住 所
氏 名 様

岐阜県公安委員会 印

上記の者は、指定講習機関に関する規則第7条第5号に規定する公安委員

準中型免許
普通免許
会が行う 大型二輪免許 に係る運転習熟指導員についての技能及び知識に
普通二輪免許
原付免許

に関する審査に合格した者であることを証する。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。